

# における個人番号カード等について

## ○『個人番号カード』を取得するためには

### ○『個人番号カード』の申請書を郵送

- 平成27年10月から『通知カード』と一緒に送付される「申請書」に、ご自身の顔写真を添えて郵送することになります。

### ○『個人番号カード』の受領

- 『個人番号カード』の受領は、交付通知が申請者あてに郵送されますので、本人が交付通知書のほか、運転免許証等の身分証明証および『通知カード』、ならびに「住基カード」をお持ちの方は、「住基カード」を必ず持参し、村役場住民福祉課窓口へお越しください。
- 受領開始は、平成28年1月からとなります。
- 受領の際は、『個人番号カード』用の暗証番号のほか、複数の暗証番号の入力が必要となります。

### ○『個人番号カード』の有効期限と更新手続き

- 20歳以上の方は10回目の誕生日、20歳未満の方は容姿の変化を考慮して、5回目の誕生日となります。
- 更新手続きは、有効期間満了日の3ヶ月前から有効期間満了日までの間可能となります。

### ○その他『個人番号カード』について

- 『個人番号カード』は、地方公共団体情報システム機構での一括対応となるため、村での即時交付はできません。
- 現在「住基カード」をお持ちの方は、『個人番号カード』と両方のカードを所持することはできませんので、『個人番号カード』の交付時に「住基カード」は回収となります。

## ○『個人番号カード』の受領

### ○下記書類を用意し、役場までお越しください。

- ▽免許証やパスポートを持っている方：免許証又はパスポートと『通知カード』を持参してください。
- ▽免許証やパスポートを持っていない方：健康保険証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、官公署発行の各種受給者証等のいずれか2つと『通知カード』を持参してください。

### ○『個人番号カード』の暗証番号の設定について

▽お渡しする際に下記の暗証番号を設定していただきますので、あらかじめ考えておいてください。

- ・署名用（英数字6文字以上16文字以下）
- ・利用者証明用（数字4桁）
- ・住民基本台帳用（数字4桁）
- ・券面事項入力補助用（数字4桁）

### ▽暗証番号の説明

- ・署名用とは、e-Tax（国税の電子申告・納税システム）等の電子申請用の暗証番号
- ・利用者証明用とは、※マイナポータル等へのログイン用の暗証番号
- ・住民基本台帳用とは、住民票コードの記録用の暗証番号
- ・券面事項入力補助用とは、個人番号と基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）をテキストデータとして利用者に提供する際に使う暗証番号

※マイナポータルとは、申請者がその申請により個人情報などのような目的でやり取りされたことや、行政機関が保有する自分に関する情報を確認できるウェブサービスです。

## 「住民基本台帳カード」と「個人番号カード」の比較



カード	住民基本台帳カード	個人番号カード
交付	即日交付 【場合によっては後日交付】 ※平成27年11月末で交付終了	後日交付 ※平成28年1月から交付開始
発行手数料	500円	初回発行無料 ※再発行は有料となる予定
有効期間	発行日から10年間	10回目の誕生日まで ※未成年者は10回目の誕生日まで
電子証明書	希望者のみ搭載 有効期間：発行日から3年間 発行手数料：500円	標準搭載 ※希望者は別途可能 有効期間：5回目の誕生日まで 発行手数料：初回発行無料
利便性	身分証明書としての利用が中心	・身分証明書としての利用 ・番号を確認する場面での利用 ・社会保障等の申請の際、添付書類を省略できます。 ・行政機関等による付加サービス等の利用
その他	-	・マイナポータルのログイン手段 ※「情報提供記録表示機能」 平成29年1月から開始予定

電子証明書とは  
例えば、e-Tax（国税の電子申告・納税システム）では、インターネットを利用してやり取りするデータについて、電子証明書及び電子署名を用いて、以下の2点を確認しています。

- ・このデータの作成者が誰であるのか（電子証明書）
- ・送信されたデータが改ざんされていないこと（電子署名）

つまり、インターネットを利用したデータのやり取りにおいて、免許証やパスポートのような本人確認の役割を果たすものが電子証明書であり、データの真正性を保証するために必要なものが電子署名なのです。

